

第10回豊岡市農業委員会総会（定例会） 会議録

令和2年1月24日（金）

（豊岡市役所3階会議室）

午後1時30分開会

議事日程

諸 報 告

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
番 委員
番 委員
- 日程第2 会期の決定について
月 日 日間
- 日程第3 報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- 日程第4 報告第15号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願の受理について
- 日程第5 第69号議案 農地転用許可条件の変更承認申請審議について
- 日程第6 第70号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 日程第7 第71号議案 農地法第4条の規定による許可申請審議について
- 日程第8 第72号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- 日程第9 第73号議案 農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について
- 日程第10 第74号議案 農地法第4条第1項ただし書き（第8号）の規定による届出受理について
- 日程第11 第75号議案 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第12 第76号議案 豊岡市農業委員会の運営に関する規程の一部改正について
- 日程第13 第77号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

出席委員（16名）

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 宮 岡 正 則 | 2 番 | 加 悦 富美恵 |
| 3 番 | 高 尾 利 美 | 4 番 | 原 清 美 |
| 6 番 | 井 谷 勝 彦 | 7 番 | 田 中 直 喜 |
| 8 番 | 上 坂 光 広 | 9 番 | 水 嶋 義 彦 |
| 11 番 | 宮 口 豊 隆 | 12 番 | 北 垣 裕 次 |
| 13 番 | 齋 藤 善 久 | 14 番 | 石 橋 重 利 |
| 15 番 | 尾 口 正 信 | 17 番 | 村 田 憲 夫 |
| 18 番 | 大 原 博 幸 | 19 番 | 森 井 脩 |

欠席委員（2名）

10 番 西 沢 泰 裕

16 番 永 井 辰 正

事務局出席職員職氏名

農業委員会事務局長……………宮 崎 雅 巳 農業委員会事務局次長…上 阪 善 晴
農業委員会事務局主幹兼係長…古 谷 明 仁 農業委員会事務局主査…西 田 弥

会長挨拶

○議長（森井 脩） みなさん、こんにちは。ご苦労さまです。今年は暖かいなとか雪が降らないなという話はあったんですが、ここまで暖冬とは誰も考えてこなかったんじゃないのかなと思っております。先のことを心配しますと、恐らくは、また春には水不足というようなことが話題になってくるんじゃないのかと、そんな心配もしているところでございます。地球温暖化が影響しているのか、単に偏西風の流れが違って寒気が下りてこないのかよくわからないところもありますが、全体的にはやはり地球温暖化ということが影響しているんじゃないのかなと私は思っているところでございます。

今、局長の方からありましたように、新しい委員さんにつきましては、みなさん方のご協力により私の方からもお礼を申し上げておきたいと思ひますし、我々3年の任期で最後でございます。3月いっぱい、4月20日まででございますので、次の体制に向けてきちっと引継ができるような準備もそれぞれのみなさん方のところでお願いをしておきたいと思ひます。我々にとって最後の締めくくりであると同時に、新しい人たちへのきちっとした引継というのが大変重要になってこようかと思ひます。それぞれ地域部会等も通じてそういったこと取組ができますようによろしくお願ひをしたいと思います。開会にあたりまして一言だけごあいさつ申し上げて始めたいと思ひます。よろしくお願ひをいたします。

諸報告

○議長（森井 脩） 日程に先だち諸報告をします。

本日の総会欠席の届け出があります。10番 西沢泰裕委員、16番 永井辰正委員、以上の欠席の通告を受けております。

行政報告

○議長（森井 脩） それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。

行政報告については、別紙のとおりとなっておりますのでご清覧ください。

以上で行政報告を終わります。

○議長（森井 脩） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

○13 番（齋藤 善久） 12月26日に行われております集落営農支援チーム会議とありますが、この支援チームというのはどのようなチームなのか教えていただけないでしょうか。

○事務局（宮崎 雅巳） 分かる範囲でお答えします。チームのメンバーは兵庫県の普及センターと集落営農推進のための特別な推進委員が兵庫県の中にもいらっしやって、その方とJA、豊岡市、農業委員会が主なメンバーです。集落営農を勧めたらいいなという地域をターゲットにして推進を図っていくというチームです。月1とまではいきませんが年間かなりの回数集まって今後どうしようかということで、農業委員会は一番最後に参加しました。推進委員さんができて一年経過後に参加したというような状況で、それぞれ集落の中でJAさんが向かうところ、あるいはここは誰もまだ手をつけていないから推進委員さんから声を掛けてもらいましょうみたいな相談をしながら集落営農を勧めていくというチームです。農業委員会事務局は次長か山口君が出てその情報を推進委員さんに必要があれば伝えているというような会議でございます。以上です。

○議長（森井 脩） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） ほかにないようですので、質疑を終結します。

ただいまの出席委員数は16名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただ今から第10回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。

本日の会議に付した事件は、許可条件変更申請案件1件、報告案件4件、許可申請案件18件、証明案件2件、届出書受理案件1件、協議案件3件、合計29件です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております資料のとおりです。

直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

○議長（森井 脩） 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、議長より2名を指名します。

12番 北垣 裕次 委員

13番 齋藤 善久 委員

以上の委員をお願いします。

会期の決定

○議長（森井 脩） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

第10回農業委員会総会（定例会）は、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。

よって第10回総会 (定例会) は、本日1月24日の1日間と決定しました。

農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

○議長 (森井 脩) 日程第3、報告第14号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (森井 脩) 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で、報告第14号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」の報告事項を終わります。

農地法第5条の規定による許可申請の取下願の受理について

○議長 (森井 脩) 日程第4、報告第15号「農地法第5条の規定による許可申請の取下願の受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (森井 脩) 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で、報告第15号「農地法第5条の規定による許可申請の取下願の受理について」の報告事項を終わります。

第69号議案、農地転用許可条件の変更承認申請審議について

○議長（森井 脩） 付議事項に入ります。 日程第5、 第69号議案「農地転用許可条件の変更承認申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、9番 水嶋委員、お願いします。

○現地調査員（水嶋 義彦） 去る14日に西沢委員、私、事務局2名と他部局1名、計5名にて現地確認調査を行いました。特に事務局の説明どおりで、申し上げることはありません。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。よって、第69号議案「農地転用許可条件の変更承認申請審議について」は原案のとおり可決されました。

変更承認すべきという意見を付して県知事に進達します。

第70号議案、農地法第3条の規定による許可申請審議について

○議長（森井 脩） 日程第6、第70号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお

願います。 現地調査員を代表して、 7番 田中委員、 願います。

○現地調査員（田中 直喜） 去る1月10日、 事務局2名、 上坂委員、 私の4名で
現地調査に行っていました。 ただ今事務局から説明があったとおりでございまして、
補足説明等はございません。 以上です。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」 の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」 の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、 これより採決を行います。

お諮りします。 本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」 の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。 よって、 第70号議案 「農地法第3条の
規定による許可申請審議について」 は原案のとおり可決されました。

許可書を発行します。

第71号議案、 農地法第4条の規定による許可申請審議について

○議長（森井 脩） 日程第7、 第71号議案 「農地法第4条の規定による許可申請審
議について」 を議題とします。

事務局、 説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、 現地確認をいただいた委員の方に補足説明がありましたらお願いしたいと
思います。

現地調査員を代表して、 9番 水嶋委員、 願います。

○現地調査員（水嶋 義彦） 同じく14日に計5名にて現地調査を行いました。 事務
局の説明どおりで申し上げることはございません。 以上です。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」 の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、 これより採決を行います。

お諮りします。 本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。 よって、 第71号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」は、 原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第72号議案、 農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長 (森井 脩) 日程第8、 第72号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、 説明願います。

【事務局説明】

○議長 (森井 脩) 事務局の説明は終わりました。

引き続き、 現地確認をいただいた委員の方に補足説明があればお願いしたいと思います。

現地調査員を代表して、 9番 水嶋委員、 お願いします。

○現地調査員 (水嶋 義彦) 同じく14日に、 5名にて現地確認調査を終えました。 事務局の説明どおりで、 ちょっと〇〇の営農組合さんの物件は件数が多いのに面積は少なく、 図面を見てもややこしいなというイメージを受けました。 それ以外は特に申し上げることはございません。

○議長 (森井 脩) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

大原委員。

○18番 (大原 博幸) 75番の戸島の案件ですけど、 ちょっとイメージを教えてくださいんですが、 露天の作業場というのはどんなイメージですか。

○事務局 (古谷 明仁) 農業用倉庫につきましてはすでに移設されてまして、 農業用の露天資材置場についてはビニールハウスの資材を一時的に置いたりとかパレットを置いたりされます。

○18番 (大原 博幸) これが農作業場の意味。 資材置場と読み替えた方がいいのか。 作業場というから作業をする場所かと。

○事務局 (古谷 明仁) 建物は特にできるわけではなくて、 田植え前に苗代等の準備の資材を置いたりとか。

○18 番（大原 博幸） それだったら資材置場と書いてある方が分かりやすいと思う。分かりました。

○議長（森井 脩） ほかに質疑ありませんか。

上坂委員。

○8 番（上坂 光広） 76 番の養鶏場のことでお聞きします。51 年に鶏舎ができて、それから何年も経ってますね。今、臭害ということも問題になってきているようなこともありますし、その辺のことは地元と調整されているのかなど。

○事務局（古谷 明仁） こちらの案件については以前より個人の所有者の方から養鶏の業者が借りられてずっと経営されてました。一部分今回鶏舎を建てられるということで現地確認等で台帳地目が農地だったということが分かりましたのでその是正をされるという状況です。すでに今までから養鶏をされている中でトラブル等もなく、また今回についても地元の区長、農会長、隣接の所有者、あと土地改良区すべてから同意の押印をいただいていますので、特に問題になることはないかなと思っております。

○議長（森井 脩） よろしいでしょうか。

○8 番（上坂 光広） はい

○議長（森井 脩） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第72号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」は原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第73号議案、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について

○議長（森井 脩） 日程第9、第73号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

現地調査員を代表して、7番 田中委員、お願いします。

○現地調査員（田中 直喜） 1月10日に事務局2名と上坂委員と田中と現地を確認してまいりました。説明のあったとおり山林になっていましたし、説明のとおりでございます。追加説明はございません。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第73号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」は、原案のとおりすべて可決されました。

証明書を発行します。

第74号議案、農地法第4条第1項ただし書き（第8号）の規定による届出書受理について

○議長（森井 脩） 日程第10、第74号議案「農地法第4条第1項ただし書き（第8号）の規定による届出書受理について」を議題とします。

事務局、提案説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明があればお願いしたいと思います。

現地調査員を代表して、9番 水嶋委員、お願いします。

○現地調査員（水嶋 義彦） 同じく5名にて現地確認を行いました。すでに現地は今

言われたとおりで、基礎工事も建屋も建ってて、トタンを職人さんが持ってて、私たちが行くのを待ってたというような感じで、私たちが帰ればすぐ1、2枚貼られるんだろうなという気はしたんですけど、それ以上はどうしようもないし帰ってきました。以上です。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第74号議案、「農地法第4条第1項ただし書き（第8号）の規定による届出書受理について」は、原案のとおり可決されました。

受理書を発行します。

第75号議案、農用地利用集積計画の決定について

○議長（森井 脩） 日程第11、第75号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第75号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり可決されました。

「計画書のとおり、農用地利用集積計画を決定する。」旨の決定通知書を送付します。

第76号議案、豊岡市農業委員会の運営に関する規程の一部改正について

○議長（森井 脩） 日程第12、第76号議案「豊岡市農業委員会の運営に関する規程の一部改正について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第76号議案「豊岡市農業委員会の運営に関する規程の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

第77号議案、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

○議長（森井 脩） 日程第13、第77号議案「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森井 脩) 異議なしと認めます。

よって、第77号議案「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」は、原案のとおり可決されました。

閉会

○議長(森井 脩) お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。

これをもって本会議を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森井 脩) 異議なしと認めます。

よって本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、令和元年度第10回豊岡市農業委員会総会(定例会)を閉会します。

午後2時31分閉会